

2017年(平成29年)1月25日(水曜日)

社

JJA庄内みどりへの米生産者集団訴訟 約20人が第3次提訴へ

JJA庄内みどり(酒田市、阿部農業組合連)に販売を委託している米生産農家が同JJAに未払い金の支払いを求めた集団訴訟の口頭弁論が24日、地裁鶴岡支那であり、昨年の1月に遊佐町の

農家4人が起訴した訴訟と、その後、同11月に遊佐町、酒田市の農家25人が起訴した訴訟を併合審理ある

個別契約やその他の合意がないにもかかわらず、農家に支払うべき販売代金が「直販メリット」と呼

ばれる項目や倉庫利用料などを不正に差し引いた

を行つておらず、原告は50人程度まで増えないとになる。

原告の農家は、米の販売を委託していた同JJAが、

同JJAは米精算は14年に解決していくがゆうとして訴えを棄却するよう求めている。

JJA庄内みどりへの米生産者集団訴訟

は50人程度まで増えないとになる。

原告の農家は、米の販売

を行つておらず、原告は50人程度まで増えないとなる。

JJA庄内みどりへの米生産者集団訴訟

は50人程度まで増えないと

になる。

原告の農家は、米の販売